



# 共同企業体による建設工事の監督について（通知）

技術基準の種類:設計・施工  
通知日:平成11年5月14日

管 第 102 号  
平成11年5月14日

部 内 各 課 長  
各 土 木 事 務 所 長  
鳥 取 港 湾 事 務 所 長  
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土 木 部 長

## 共同企業体による建設工事の監督について（通知）

一般的に設計業務は概略設計、予備設計、詳細設計の順に段階的に設計されますが、各設計を通じて得られたコスト縮減に関する情報等が、次の段階の設計に十分伝わらないことによって、コスト縮減の機会が失われる場合もあると考えられます。

ついては、公共工事のコスト縮減の促進を図るため、各設計段階におけるコスト縮減の情報等を次の段階の設計業務に確実に伝えるため、下記のように取り扱うこととしたので通知します。

なお、平成11年度は「鳥取県公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づく施策実施の最終年度であり、より一層の対策を進め、コスト縮減の効果が現れるよう努めてください。

### 記

1 設計業務を発注する際に、コスト縮減対策について特記仕様書（別紙1）に明示し、「コスト縮減設計留意書」（別紙2）を作成することとし、成果品を提出させる際に提出させることとする。

なお、これに要する経費については積算し、計上するものとする。

2 平成11年5月21日以降起工決裁する者から適用する。

（ 別 紙 ）

### 重 要 構 造 物 の 種 類

| 構 造 物 名                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 場所打杭<br>深礎工<br>オープンケーソン基礎<br>ニューマチックケーソン基礎<br>樋門・樋管<br>水門<br>堰<br>排水機場<br>床固め<br>砂防ダム<br>急傾斜崩壊防止施設<br>雪崩・落石防止施設<br>ダム<br>RC擁壁<br>函渠<br>橋梁下部<br>橋梁上部<br>立体横断施設<br>トンネル<br>共同溝・CAB<br>防波堤<br>岸壁<br>その他監督員が指示する構造物 |

### 5-3-2 レディーミクストコンクリート

1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、J I Sマーク表示認定工場で、かつ、コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、J I S A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3，4項の規定によるものとする。
2. 請負者は、J I Sマーク表示認定工場で製造されJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、監督員に配合報告書を提出するものとする。なお、別紙の重要構造物については、請負者は、必要に応じ配合に臨場することができるものとし、製造会社の材料試験結果（骨材のアルカリシリカ反応性試験結果を除く。）及び配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提示しなければならない。
3. 請負者は、J I Sマーク表示認定工場が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料を監督員に提出し、監督員の承諾を得なければならない。なお、コンクリート主任技士またはコンクリート技士の資格（（社）日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
4. 請負者は、J I Sマーク表示認定工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及びJ I Sマーク表示認定工場であってもJ I S A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1編5-3-3配合及び5-3-4材料の計量の規定によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を監督員に提出し、承諾を得なければならない。監督員は、請負者よりJ I Sマーク表示認定工場でない工場に製造したレディーミクストコンクリートの使用承諾願が提出された場合は、J I S A 5308（レディーミクストコンクリート）の呼び強度の1ランク上位の基準を満足したものに限り承諾することができるものとする。
5. 監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工場に立ち入り、レディーミクストコンクリートの材料の品質を検査できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。